障害福祉サービス集団指導【日中活動編】

令和4年度 熊本市障がい保健福祉課

(運営に関する基準)

個別支援計画の作成

- 個別支援計画が作成されていない。(提供するサービスの内容について、利用 者又はその家族に対する説明が行われておらず、同意も得られていない。)
- 個別支援計画を利用者に交付していない又は、利用者の同意及び交付を得た旨 の確認、記名等を得ていない。

個別支援計画未作成減算となる場合があります。

(運営に関する基準)

個別支援計画の作成

- サービス管理責任者が、計画の作成や見直しに係る一連の手続きに関与していない。
- サービス管理責任者以外の職員が計画の作成を行っている。
- サービス管理責任者がアセスメントを行わず、利用者家族が記入した基本情報 だけを基に個別支援計画を作成している。
- モニタリングの結果を記録していない。

個別支援計画未作成減算となる場合があります。

(運営に関する基準)

個別支援計画の作成

事業種別	見直し時期
共同生活援助、療養介護、生活介護、 就労継続支援A型、就労継続支援B型、 就労定着支援、施設入所支援	少なくとも <mark>6月に1回以上</mark>
自立訓練(機能訓練・生活訓練) <u>、</u> 就労移行支援、自立生活援助	少なくとも <mark>3月に1回以上</mark>

※ 令和3年度制度改正により、就労定着支援については、見直し時期が<u>3月に1回から、</u>6月に1回に変更になりました。

(運営に関する基準)

個別支援計画に作成に伴う担当者会議及び会議録

- 担当者会議は行われているが、会議録が作成されていない。
- 会議録はあるが、参加者や発言内容の記録がない。
- 「特変なし」など、会議の内容が不明瞭なものがある。
- ※担当者会議録がない場合は、個別支援計画未作成減算に該当しますので、作成 される際には、十分ご注意ください。

(運営に関する基準)

サービス管理責任者の責務

- サービス管理責任者が、個別支援計画を作成していない。
- サービス管理責任者が、利用者の状況を適切に把握していない。
- サービス管理責任者が、他の従業者に計画の内容を説明していない。(直接支援する従業者が個別支援計画の内容に沿った支援ができていない。)

サービス管理責任者が個別支援計画を作成していなかったり、基準に則ったモニタリング等の実施がなされず、利用者の状況が適切に把握できていない個別支援計画書の場合、個別支援計画未作成減算となる場合があります。

(運営に関する基準)

サービス管理責任者の責務

【サビ管の配置に係る経過措置期間の終了と及びサビ管研修の見直し】

サービス管理責任者が実務経験を満たしていることにより、研修修了者としてみなす経過措置(「みなしサビ管」)については、平成31年3月31日をもって終了となりました。これに伴い研修未受講者は平成31年4月1日以降については、サービス管理責任者ではないため、人員欠如減算の対象となります。また、平成31年度よりサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修制度が変わります。当研修が「基礎研修」「実践研修」「更新研修」と分けられ、更新研修受講が必要です。

(運営に関する基準)

非常災害対策

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備が整備されていない。
- 非常災害に関する具体的な計画(非常時の連絡体制網や地震を含む自然災害を網羅した避難マニュアルを含む)が策定されていない。または、策定されているが、従業者に周知されていない。
- 定期的な避難、救出その他必要な訓練が行われていない。 ※要配慮者避難確保計画を策定された事業者については、毎年、当該計画に 基づく避難訓練の実施が必須となります。

避難訓練を実施した場合は、日時、内容等を記録に残してください。 なお、訓練実施にあたっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めてください。

【令和3年度制度改正】

(運営に関する基準)

利益供与等の禁止(基準第184条で準用する基準第38条;就労系のみ)

障害福祉サービスは、障害者が自立した日常生活又は社会生活が営むことができるよう、障害者が自ら障害福祉サービスのサービス内容や質に基づき利用の可否を判断するものであるため、事業者は、障害者の意思決定を歪めるような金品授受による利用者誘因行為や就労斡旋行為を行ってはならないとされています。したがって、ホームページや募集用のチラシ、リーフレットなどに「交通費全額支給」や「昼食代無料」、「皆勤手当〇〇円支給」などのような記載をすることにより、利用者の勧誘等を行ってはいけません。

※ 交通費を全額支給したり、昼食代を無料にすること自体が禁止されているわけで はありません。

(運営に関する基準)

給付費の額の通知について(基準省令第23条関係準用含む)

- 利用者に対し、給付費の額の通知がなされていない。
- 通知はあるが、利用日等の確認ができる項目がない。 (実績記録表等で確認している。)

法定代理受領により市町村から介護給付費(訓練等給付費)の支給を受けた場合は、 支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費(訓練等給付 費)の額を通知しなければならない。←基準省令

この通知については、金額のほか、利用日数(いつ利用しているか)も併せて確認 できる通知となっていることが望ましい。

※複数枚で確認をされている事業所が多かったため、1枚の紙で完結可能な通知となるよう努めてください。

(人員に関する基準)

【生活介護】従業員の員数(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

- 第78条 指定生活介護事業者が、指定生活介護事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。
 - 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
 - 二 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。)、理学療法士又は作業療法士及 び生活支援員
 - イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ご とに、常勤換算方法で次の(1)から(3)までに掲げる平均障害支援区分に応じ、それぞれ
 - (1) から(3) までに掲げる数とする。
 - (1) 平均障害支援区分が4未満利用者の数を6で除した数以上
 - (2) 平均障害支援区分が4以上5未満利用者の数を5で除した数以上
 - (3) 平均障害支援区分が5以上利用者の数を3で除した数以上
 - ロ 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。

(人員に関する基準)

【生活介護】従業員の員数(2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

- ハ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の 減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行う ために必要な数とする。
- 二 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、1以上とする。
- 三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、イ又は口に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又は口に掲げる数
 - イ 利用者の数が60以下1以上
 - 口 利用者の数が61以上1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごと に1を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第1項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。(第4項から第7項は省略)

(人員に関する基準)

職場定着のための支援の実施

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準

第86条 指定生活介護事業者は、障害者の職場への定着を促進するため、当該 指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇 用された障害者について、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携 して、当該障害者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援 の継続に努めなければならない。

【平成30年度制度改正に伴う見直し】

(報酬の算定に関する事項)

定員規模別単価の取扱いについて

- 日中活動系サービスにおける多機能型事業所において、サービス費の算定が 誤っている。
- 従たる事業所を持つ日中活動系サービス事業所において、サービス費の算定が 誤っている。

報酬を請求する場合の利用定員の算出に当たって、多機能型事業所にあっては サービス事業ごとの利用定員を合計した利用定員の規模、また、従たる事業所を 持つ事業所にあっては、主・従の利用定員を合計した利用定員の規模で請求する 必要があります。

(報酬の算定に関する事項)

定員超過利用減算

● 利用定員に対し、定員をはるかに上回る利用者を受け入れている。また、 その 状況を解消するための見直し(利用定員の増数変更など)が行われていない。 ※総量規制対象サービスについては、利用定員を変更することが出来な い場合がありますので、事前に障がい保健福祉課へご確認ください。

(報酬の算定に関する事項)

人員欠如減算

- 指定基準の規定により配置すべき従業者について、基準上必要とされる人員 を 満たしていない。
- 生活介護において、看護職員が年に数回しか勤務していない。(配置あるいは 勤務していない)
- サービス管理責任者が退職したとき以降、後任の者が補充されていない。

サービス管理責任者の配置には、特に注意してください。
※要件を満たしていない方を配置しているケースが増えています。

(報酬の算定に関する事項)

人員欠如減算

人員基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合には、その翌月から人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について、減算が適用となる月から3月未満の月は所定単位の100分の70で算定してください。減算が適用されてから、3月以上連続して満たない場合は、減算が適用された3月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間、所定単位の100分の50で算定してください。なお、1割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員欠如が解消されるに至った月まで減算されます。

(人員に関する基準)

人員欠如減算

サービス管理責任者が配置されていない場合は、翌々月から人員欠如が解消された月まで、利用者全員について、所定単位数の100分の70で算定してください。

減算が適用されてから、5月以上連続して基準に満たない場合は、減算が適用された5月目から人員欠如が解消されるに至った月までの間、所定単位の100分の50で算定してください。なお、多機能型事業所等であって、複数の障がい福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者の数の合計数に基づき、配置すべきサービス管理責任者の員数を満たしていない場合には、当該複数の障がい福祉サービス又は昼間実施サービスの利用者全員について、減算となります。

(報酬の算定に関する事項)

食事提供体制加算

● 外出行事で外食した場合など、事業所が食事を提供していない場合にも、加算 を算定している。

原則として当該施設内の調理室を使用して調理し、提供されたものについて算定することが可能です(食事の提供に関する業務を第三者に委託することは差し支えありません。)

なお、クックチル、クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により施設外で調理された食事を再度加熱するもの又はクックサーブにより提供するものに限り認められます。

(報酬の算定に関する事項)

食事提供体制加算

● 出前や仕出し弁当等による食事を温めなおして提供する場合や主食や汁物のみを 施設内で調理し、主菜や副菜は給食業者が調理したものを提供する場合において 加算を算定している。

出前や市販の弁当を購入して利用者に提供する場合は加算の対象とはなりません。

(報酬の算定に関する事項)

個別支援計画未作成減算

- サービス管理責任者による指揮の下、個別支援計画が作成されていない。
- 基準に定められている個別支援計画作成に係る一連の業務が適切に行われてい ない。

個別支援計画が作成されていない、又は作成に係る一連の業務が適切に行われていない場合は、該当する月(減算が適用される月)から2月目までは、当該利用者につき所定単位数の100分の70で算定してください。減算が適用される月から3月以上連続して解消されない場合、3月目から当該状態が解消されるに至った月の前月までの間100分の50で算定してください。

【平成30年度制度改正に伴う見直し】

(報酬の算定に関する事項)

福祉専門職員配置等加算

● 従業者の異動や退職等により、福祉専門職員配置加算の要件を満たせていない。

福祉専門職員配置等加算の対象となる従業者の人事異動や、退職により、加算の要件である<u>常勤配置している従業者のうち有資格者(社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師)の割合(I型は100分の35以上、II型は100分の25以上)</u>、常勤換算により常勤配置している従業者の割合(100分の75以上【III型】)又は<u>常勤配置されている従業者のうち3年以上従事している従業者の割合(100分の30以上【III型】)</u>を満たせなくなった時は、加算を算定しないこと。

※下線部の割合は実際の人数で算出します。なお、就労移行支援のみ、作業療法士についても有資格者に含めます。 【平成30年度制度改正による見直し】

(報酬の算定に関する事項)

欠席時対応加算

● 利用中止の連絡のあった日時、利用者の状況確認、相談援助の内容が記録されていない。

利用予定日の前々日、前日(※営業日で算定)又は当日に中止の連絡があった場合に、利用する事業者毎に1月に4回を限度として算定が可能です。なお、算定要件として、電話等で確認した利用者の状況、相談援助の内容を記録しておかなければなりません。

なお、1度で、複数日の中止の連絡があった場合の加算の算定は、1回となりますのでご注意ください。

(報酬の算定に関する事項)

送迎加算

- 日常的に送迎を利用している利用者について、送迎を利用しない日においても 加算を算定している。
- 送迎加算(I)について、1回の送迎につき平均10人以上かつ週3回以上の 送迎を実施していない。
- 送迎車両ごとの運行記録がない。※利用者がどの車両で送迎されたか把握されていない。

(報酬の算定に関する事項)

送迎加算

原則として事業所と居宅の間の送迎のみとされている取扱いについて、送迎加算を算定する全てのサービスにおいて、事業所の最寄り駅や集合場所までの送迎についても加算の対象となりました。なお、宿泊型自立訓練に係る送迎加算については廃止されました。

平成30年度制度改正により、障害支援区分5若しくは6、又はこれに準ずる者(一定以上の行動障がいを有する者又は痰の吸引を必要とする者)が100分の60以上の場合、片道につきさらに28単位が加算されます。(生活介護のみ)

また、同一敷地内の送迎について、所定単位数の100分の70により算定することとなりました。 【平成30年度制度改正に伴う見直し】

(報酬の算定に関する事項)

請求全般について

- 利用した日の支援記録がない。※食事や送迎等の有無
- 基本報酬や加算算定の要件を満たしていない。
- 毎月、利用実績が同一のため、実績記録表をコピーしている。 など

<u>上記内容については、不正請求と疑われる状況にあることを今一度認識いただき、</u> <u>支援を行ってください。不正が明らかとなった場合は、給付費を返還する必要が</u> <u>ありますので、十分精査した上で請求してください。</u>

原則、記録が無いものについては、請求出来ませんのでご注意ください。

(報酬の算定に関する事項)

多機能型事業所の定員区分等

○多機能型事業所または複数の単位でサービス提供している事業所については、<u>一体的な管理による複数サービス種類の利用定員の合計数を利用定員とした場合の報酬を算定することとなる</u>ため、報酬等算定時の「定員区分」には、<u>利用定員の合計数を設定する</u>。 ○<u>ただし、以下の加算については、サービス種類毎または単位毎の利用定員に応じた報酬</u>を算定する。

サービス名	加算名
生活介護	人員配置体制加算、常勤看護職員等配置加算、就 労移行支援体制加算
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	就労移行支援体制加算
就労継続支援A型	重度者支援体制加算、就労移行支援体制加算、賃金向上達成指導員配置加算
就労継続支援B型	重度者支援体制加算、目標工賃達成指導員配置加 算、就労移行支援体制加算

(運営に関する事項)

苦情相談について

- 支援員の言動がきつい。
- 別の事業所を探してくれない。
- 工賃の未払い(遅延)。

苦情の大多数を占めるのが、支援員の言動に関する内容となります。 注意の仕方や指導方法を変えるだけでも、解消されると思われる内容もあります。 また、障害特性に配慮した支援が必要です。職員会議等を利用し、<u>支援の在り方</u> の確認をお願いします。 日中活動系サービス編は以上となります。